

◎新潟県告示第600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	ツクイ上越訪問看護ステーション	新潟県上越市西城町 3丁目5-24上越大 同生命ビル602号室	株式会社ツクイ	令和7年5月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	ベストケア柏崎訪問看護 リハビリステーション	新潟県柏崎市半田2 -5-11パキラ半田 A・B	株式会社新日本ベ ストケア	令和7年5月1 日